

平成19年7月11日から

平成19年7月11日まで

標茶町議会
第4回臨時会会議録

於 標茶町役場 議場

平成19年第4回標茶町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (7月11日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
議案第36号 工事委託契約の締結について	4
議案第37号 農業施設の取得について	1 6
議案第38号 工事委託契約の締結について	1 9
議案第39号 農業施設の取得について	2 0
議案第40号 工事請負契約の締結について	2 2
閉議の宣告	2 3
閉会の宣告	2 3

平成19年標茶町議会第4回臨時議会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年7月11日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 議案第36号 工事委託契約の締結について
- 第 5 議案第37号 農業用施設の取得について
- 第 6 議案第38号 工事委託契約の締結について
- 第 7 議案第39号 農業用施設の取得について
- 第 8 議案第40号 工事請負契約の締結について

○出席議員（16名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 田中進君 | 2番 黒沼俊幸君 |
| 3番 越善徹君 | 4番 伊藤淳一君 |
| 5番 菊地誠道君 | 6番 後藤勲君 |
| 7番 林博君 | 8番 小野寺典男君 |
| 9番 末柄薫君 | 10番 舘田賢治君 |
| 11番 深見迪君 | 12番 田中敏文君 |
| 13番 川村多美男君 | 14番 小林浩君 |
| 15番 平川昌昭君 | 16番 鈴木裕美君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|--------|-------|
| 町長 | 池田裕二君 |
| 副町長 | 及川直彦君 |
| 総務課長 | 玉手美男君 |
| 企画財政課長 | 森山豊君 |
| 農林課長 | 牛崎康人君 |
| 建設課長 | 井上栄君 |
| 教育長 | 吉原平君 |
| 教委管理課長 | 島田哲男君 |

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 佐藤吉彦君

議事係長 中島吾朗君

(議長 鈴木裕美君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長(鈴木裕美君) ただいまから平成19年標茶町議会第4回臨時会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長(鈴木裕美君) 直ちに、会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長(鈴木裕美君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長より
7番・林君、 8番・小野寺君、 9番・末柄君、
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長(鈴木裕美君) 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思えます。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長(鈴木裕美君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、本臨時会招集理由と合わせ、行政報告を求めます。
町長・池田君。

- 町長(池田裕二君) (登壇) 第4回臨時町議会の開催にあたり、その招集理由並びに行政報告について申し述べます。

まず、はじめに本臨時会の招集理由についてでございますが、畜産担い手育成総合整備事業に係る工事委託契約の締結2件と、同事業農業用施設導入に係る財産の取得2件及び標茶小学校講堂防音事業改築建築主体工事に係る工事請負契約の締結1件の合計5件について議決をいただきたく、本臨時会を招集したものであります。

続いて、行政報告をいたします。

第2回定例会後から昨日までの一般事務及び行政上の経過につきましては、印刷配布のとおりでありますので、これによりご理解いただきたいと存じます。

以上で、今臨時会にあたっての招集理由並びに行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 議長から、諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配布のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

◎議案36号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。議案第36号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第36号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

説明資料として、工種、事業量、事業費等の内訳を添付しておりますが、それにつきましては後ほどご説明いたします。

本件につきましては、先に開催された町議会第2回定例会において、予算案につきまして可決いただいた、平成19年度から平成22年度にかけ財団法人北海道農業開発公社を事業主体として行う畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区の草地造成改良、草地整備改良、用排水施設について、その工事を公社に委託するものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領に基づき、契約を結ぼうとするものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領第5の3で定められている公社と町が事業実施のために締結する契約でございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第36号 工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。というもので、契約の目的は畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区に係る牧場施設設置工事委託、契約金額は176,041,000円、契約の方法は随意契約で、契約の相手方は財団法人北海道農業開発公社、理事長西山泰正でございます。

続いて、説明資料に基づきご説明申し上げます。

説明資料1ページをお開きください。

委託する工事の内容でございますが、区分の欄、基本施設、委託施設の草地造成改良が事業量23.8ヘクタール、草地整備改良が503.7ヘクタール、排水施設が0.2ヘクタールとなっており、その他公社附帯事務費と建設利息に係る町負担分と受益者負担分の合計額、備考欄に記載の176,041,000円をもって委託するものでございます。

この契約につきましては、向こう4年間の一括した全体の事業量をもって、委託契約をするということで、要領に定められております。

以上で、議案第36号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

舘田君。

○10番（舘田賢治君） 冒頭、この議案第36号、37号、39号までですか、関連があるかと思いますが、6月の補正の段階で、議論もしておけばよかったのかなということがありますけれども、ここに出てきている契約取得の茶安別なら茶安別は、金額の相違については、19年度分の歳出があるという前提の、19年度分の歳出があるので、6月のときの数字とはちょっと19年度分で違いますよと。いう理解を茶安別と、東部としておいて、機械も入れてですね、そういうことで、いいのかが一つ。

それから、もしそうだとすれば、この事業の事業主体がどこで、計画が、申請がどこでされて、事業主体がどこで、その辺の手の流れというのが、どういうことなのかなと。そういうのが二つ目と。

それから、三つ目ですね、これ町長に、ちょっとお聞きをしておこうかなと思うのですが、恐らくこの事業が継続的にはしているのは、阿寒だとか、鶴居だとかというのは、公社営の事業で20パーセントとの補助率ではしているわけで、道の補助率ではしていると思うのですが、今度うちの方は15ということになってくるのかなと。そうしますと、この、今、随契をしようとする面工事の部分についての、来年なら来年からの、政策的に町としてはいろんな方法を考える余地があるのかなという点で、町長何か考えていらっしゃるのであれば、その辺のお考えがあれば、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それからもう一つは、この事業が、目的が終わったとき、目標時、現況をとらえてあるかと思うのですよ。それで、目標時で生産というのです、大体28戸ですね。28戸の畜産酪農家の人たちが、今、現状の経営状態がこういう状態であって、それでこの事業のかぶさることによって、施設だとかが整備をされることによって、頭数的な問題だとか、その辺の計画は、何か実施計画か何かの段階で、計画的に数字が出されているのであれば、あるのであれば、その数字も併せてお聞きをしておこうかなと。そのように思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） ただいまのことについてお答えいたします。

まず一点目、金額の相違ということで、今ご質問ございました。先ほど話したとおり、6月定例会で補正予算として提出させてもらいましたけれども、そこで19年度の当該年度予算と、それから債務負担行為という形で総額を計上させてもらいました。その中に含まれている今回の委託契約金額ということになっておりまして、こちらのほうとしては内訳として見えてきていないだけで、金額については当時と相違はございませんのでご理解いただきたいと思います。

それから、二点目の事業の流れ、実施主体の関係なのですが、これにつきましては事業

参加資格者というのが、平たく言うと酪農家さんたちなのですからけれども、事業参加資格者が事業実施の要望を農業協同組合に対してまずあげることが、まずスタートになっております。続きまして、それを受けた農協が、事業実施内容の提出ということで町のほうに、この事業をやりたいのだというようなことで要請が行われます。

それを受けて、いろいろな状況、条件を勘案した上で、町が事業実施選定申請を支庁を通じて知事に上げるという形になっております。

以降、知事から国にあがり、そして承認がきて、通知がきてということで、順次、事業が実施されていくという流れになっております。ということで、事業実施主体は、あくまでもこの場合につきましては、北海道は指定事業法人、農業開発公社が事業主体というふうになっております。

それから、四点目でご質問がございました目標時の数値等でございますけれども、茶安別地区の実施計画書で申し上げますと、まず家畜の頭数が計画として数字が載っております。現況は3,090頭、戸数28戸で3,090頭、一戸当たり頭数が110.4というふうになってございますが、計画ではそれが28戸で3,784頭、一戸あたり135.1頭というふうになっております。

(「三千七百……」という声あり)

○農林課長(牛崎康人君) 84頭です。

以上でございます。

○議長(鈴木裕美君) 町長・池田君。

○町長(池田裕二君) お答えをいたします。

公社営の畜産担い手育成総合整備事業につきましては、実は前段の事業のときに、道のほうから20パーセントという政策上置がございまして、それが切れる段階で、私も公社営の畜産基地建設事業推進協議会の幹事を仰せつかってございまして、新しいこの事業に移行する段階で、協議会の総意をとして、道のほうに何とか政策上置を継続していただけないかということで申し入れをいたしましたし、要請もしておりますし、また国のほうにも、そういった要請活動にも参加し、結果として、ご案内のように、道も非常に厳しい財政状況の中で、この上置の特別対策ということで、市町村が15パーセント以上の負担をした場合に、道のほうで15パーセントをするという形で、今回の事業がスタートしているわけでございます。

私といたしましては、現時点まで、そういった形での道の上おきというものも、要望どおりではありませんでしたけれども、ある程度継続していただけたということで、この上置については、できるだけ長期わたって継続していただきたいということを、先ほど申しました推進協議会の中でも要望することになってございまして、そういった活動の中で努力をしてみたいと思っております。

他町村は20パーセント上置をしているけれどもという、ご質問だったと思いますけれども、現時点におきましては、農協さんのお話の中で、15パーセントの上置について、以

上のお話し合いをしておりませんので、現在、こういう形になっているということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 館田君。

○10番（館田賢治君） いわゆる、農林課長のお答えになった考え方を、ちょっと整理させてもらおうと、いわゆるこの事業の手順というのは、事業主体は公社ですよと。そして、申請段階は農協もからむけれども、標茶町という考え方、申請をしていくという段階では標茶。事業実施の計画をたてるのは北海道と、事業実施は、実施計画に基づいてやるのは公社という考え方で整理させてもらっていて、こういう整理の仕方でもいいのですね、この事業は。まずこれ一つ。

それから、今、町長がお答えになったのは、私は他に20だからというのではない。今、継続でやっているところは、公社営は20でやっているはずなのですよ。今までの継続だから。うちは今度新規ですから、今度、浜中、標茶、厚岸、釧路町、新規になるわけですから、これが15という話の中で、いわゆる、うちの面工事、草地造成をやっていくのに、大体、永年草地でもって、今、この随契をしようとする永年草地でもって、大体ヘクタール当たり40万円ぐらいかかると思うのです。それに公社の調査を入れたり、測量入ったりして、4万か5万かかると。そうすると5万円を5パーセント受益者に対しての何らかの補てんがないと、大体23,000円ぐらい、概算で23,000円ぐらい、農家の人たちの負担が出てきてしまうと。それで、大体、ヘクタール当たり、そうすると、今のままでいくと35パーセントですと15万円前後の負担がいつてしまうものですから、その辺からいきますと、今後、標茶として考えられる、多和の中核規模のこの道営の事業も、考え方が浮上しているようでございますけれども、そうすると、これは今度、黙って25パーセントぐらいの道営の補助がつくと。そうすると同じ基盤整備事業の段階で、10パーセントぐらいの差が出て来るようになってくるわけです。そうすると、公社営ですから公社の努力、コスト削減しながら、農家に還元をしていってもらうということは、これは大事なことですから、公社自体も還元努力はしてもらいますけれども、あえて、明日あさっての話ではないけれども、今後、町としても、池田町政として、その辺の考え方というのが、持ち合わせがあるのであれば、その考え方をお聞きしたいと。こういうことだったわけです。

もう一度お願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

基本的な考え方ですけれども、どの事業を選択して草地整備をするのかにつきましては、基本的には私は農家、農協さんの判断にお任せをしております、町としてはこういった方法がありますよと。道営あります、公社営ありますよと。それから自己負担というものがございますよと。それと、ご理解をいただきたいのは、現在、中山間の直接支払制度というものをやっております、その中で、この公社営事業の農家の自己負担分についても、その中で、協同取組作業として取り組まれているという経過もあります。議員もそのよく

ご存じのように、公社営事業の過去の実績、道営事業の過去の実績等々を踏まえて、農家さんの方で、単純に単価だけではなくて、そのプラスアルファの部分で、その判断をされることもありますし、公社営事業であれば、例えば施設ができるとか、いろんなことを総合的に判断されて、農家、農協さんのほうで事業選択をしているという具合に、私は判断しております。基本的にいいますと、その判断を私どもは尊重してまいりたいと思っておりますので、そういった中で、いずれにしても、その草地整備改良というのは、これは多分、未来永劫続けていかなければいけない問題だと私は思っておりますので、現在は、公社営と道営、それから自己資金での改良という形であろうかと思えますけれども、いろんな形の整備手法というものを、これからも私どもは情報提供、情報収集をして、農家さんにより有利な事業提供、情報提供してまいりたいというふうには考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 事業の流れについて、あらためてご説明申し上げます。

事業実施主体はおっしゃるとおり農業開発公社で間違いございません。

流れなのですけれども、流れの中で実施計画書そのものは、道が作成することになっております。先ほども申し上げましたが、事業参加者の意向を農協が取りまとめ、農協が町に要望し、そして町が事業地区の選定を道に申請すると。道のほうで地区選定をして、そして道で事業実施計画を作る。その流れの中で、事業の実施については農業開発公社のほうに預けるといって行われていくものであります。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 館田君。

○10番（館田賢治君） それでは、町長のお話を聞き、ここでまた、いろんな政策的なことは別な機会にさせていただくことにいたしまして、こういう概略の流れでございますから、今後、農家の人がたにとって、いろんな方法があるという考え方のなかから、それなりの政策なり、いろんなものが出てくるのでなかるうかなということを楽しみながら、今後、また議論をしなければならぬところで議論させてもらいますけれども、この5パーセントということだけは、どうも僕は、さっきから、この事業が15という話があったときから、どうも気にはなっていたものですから、きょうこうやって町長の考え方を聞いたわけでございますけれども、まだ、一部理解ができませんが、今後の議論のする場所で、またあらためて議論をさせてもらおうということで、きょうはとりあえず、継続だということで、流しておきたいなど、このように思えます。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 今、同じこの草地整備の関係なのですけれども、6月の補正のときに、その時に十分議論をしておけば本当によかったのですけれども、実際、今、事業の概要が出てきまして、例えば、今、この36号で出ている契約金額176,000,000円。しか

し、事業費総体では348,000,000円、倍、50パーセントの分しかこちらのほうには載っていませんけれども、非常に工事費が、これ割り返していくと、草地整備改良の部分だけでも大体600,000円、ヘクタール当たり。これに附帯事務費と建設利息を加えますと610,000円くらいになるということでございますけれども、果たして、この600,000円の草地更新事業費というのが、これは国や道の試算でやっているのしょうから、その試算の根拠を示していただきたい。例えば、中山間事業でやった場合で、工事費だけで120,000円～130,000円で、公社で入札しているはずですよ。そのほかに資材費が100,000円ぐらいかかりますから、大体250,000円ぐらいで、1ヘクタールできるのですよ。これ600,000円という、ものすごい破格の価格ですよ。道営にしても公社にしても、やる内容は同じですから。これからまだ標茶の場合に24,000ヘクタールぐらいの草地があつて、それを、例えば10年でやることになると2,400ヘクタール、20年でやるということになると1,200ヘクタール1年間にやっていくようなことになりましてけれども、今、この、WTOの中でも農業補助金の削減の問題が、非常に突出してきている議論になっている。また、EPAの問題等々を含めて、将来的に酪農の、将来のことを考えたときに、いつまでもこうした事業の中で、半分補助だからということの中で、この600,000円の、大体4割くらいの分が自己負担分のほうで、出てきているのですよね、これ。

そうすると、補助金はただ公社にいくだけで、実際には農業振興のために使われている分じゃないのですよ。だけど、私は農家が申請して、農協がその事業を企画して、道が総体的なものをやっていくと。しかし、町と農協とでもう少し議論しながら、町の産業として、一次産業の町としてこういうものを事業化できるような、町内業者ですよ、そういう、やはり、ことが必要でないかと。公共事業も少なくなってきた中で、そういうことによって、町の経済の活性化を図っていくということも大事なことでないのかなど。いうふうにまず思います。まずその点と。

それから茶安別の部分で、これだけの投資をして、どれくらいの乳量が増えて生産額が増えるのかということが、どういうふうに計算されているのかというふうに思っています。

それから、一括だから、言ってしまうないと、あとまだ……単価の問題もそのことで、どうなのだと。地元でこういうことができないのかということと、生産がどれくらい伸びるのかということですね。

あと、もう一つは、これも結局は債務負担行為で分担金になってくるのでしょけれども、国営農地開発事業か何とかという部分と違うのは、終了して最終的に精算することから、毎年度精算することなのですから、それにしても、払えない者が出てくると、それをまた、町の、あれですよ、分担金の、未収として残っていきますよね。分担金は、その町税の次に同じようなあれで強制執行もできるというようなことも書かれていますから、その辺のやり取りを、農協とどういような形で、今までのその分担金のこと、去年の決算を見ても140,000,000円のうち50,000,000円しか入ってこない、90,000,000円まだ残っていますよね。

ですから、そういうものを含めて、こういうものが、事業がどんどん進んでいくなかで、生産が上がって行って消費できて、価格もある程度見込めるという時代と、今、減産方向で価格も見込めない、そして自由化が控えているという、その、先行き不透明な中で、こういう事業をやっていくということは、相当な覚悟と先見の明がないとなかなかできないのだらうなと思うのです。ですから、その辺のことを農協とどのように取り交わしているのか。その辺のことをまずお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけれども、詳細な点については農林課長のほうから説明させますけれども、基本的なことについてだけ私のほうから説明してまいりたいと思いますけれども、まず、草地整備の単価の問題で、自己で地元のかたを頼んでやる場合との単価差の問題についてご指摘がございます。これにつきましては従来からそういうご指摘もありました。先ほど町長の答弁にもありましたように、どの方法をもって草地更新をするかというのは農家さんの段階で選択の一つ方法が、そこに出発地点でございます。今回の場合も、そういったことで中山間の問題もありつつ、そういった形で、地区の農家の方々の、それぞれの思いから、この事業にのりたいという、結果としてそういう事態になっているということで、まずご理解をいただきたいなというふうに思います。

是非、再度こういった事業にのるのがいいのか、いわゆる自己財源でやるのが経営等にとっていいかという部分についていえば、それぞれ、また、生産者の段階で議論していただきながら、選択をしてもらいたいなというふうに考えるところであります。

それから、先ほど館田議員からのご指摘にも関わりますけれども、町財政等の問題等も含めてありますけれども、実は今回の事業が農協のほうから、もともとは農家さんのほうでいろいろ算段をして計画をして、それを農協を通じて町のほうに要請という形で、最終的にはことしの2月に、町のほうに農協から要請をされました。その際に、町としては、この事業を町の予算議決含めて行うことについて決意をするためには、ただいまご指摘ありましたように分担金問題が存在いたします。受益者負担金をどうするのかという問題が存在します。そのことから、単純に農協さんのほうから、そういう計画が示されたので、それでは早速町として実行しましょうということにはなりきらないという、これは過去の議会議論がありますから、是非、その際に農協さんとしても、農家さんはもちろんでありますけれども、農協さんとしてもそのことについて十分認識してほしいということで、そのことで従前とは違った形で、農協さんからも十分その辺については、留意をしてこの事業を取り組みたいというものを、意思確認をさせていただきます。

たまたま、ただいまご指摘ありましたように、国営事業などと違って3年間という形にありますから、国営事業のように十何年、二十年という形になりますと、スタート時点と完了時点では、相当な時代変化がございまして、必ずしも分担金を素直に払えるという状況がないことも、実はあったのですが、3年間という見通しの中で、まして農協さんがこのことに大きくかかわって経営計画を想定された上で、事業の、それぞれ実行について計

画をされたということで、まず、さほどそんなに懸念はないかなと思いますけれども、いずれにしても未納になれば町の財政負担になりますから、これも先ほどの、舘田議員の町の財政負担の問題にも問われておりますけれども、そんなこんな含めて引き続きこの分担金問題については、緊張して、当然、農家さんにも、農協さんにも求めてまいりたいなというふうに思います。

また、これはこの事業だけではなくて、全体的な農業者分担金の問題については、いわゆる、税などと同じような考え方で、きちっとした滞納の整理をしていかなければならないということについては、農協さんにも再三申し上げてきておりますので、その件についても是非ご理解をいただきたいなと思います。

それから、ちょっと申し遅れましたけれども、この事業の、いわゆる農水省が要綱を作りまして、この事業を各都道府県知事等々に通知をして実行している形式でありまして、基本的には公社が事業主体であるということを前提で進んでおります。

したがって、先ほども申しましたように、農家さんが自己資金でやるか、あるいはどの事業でやるかという部分でいうと、選択の結果として、この農業開発公社が事業主体となるこの制度を導入してやりたいという、そういう総意をもって、町のほうに要請あった結果だということで、是非ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） ご質問あった単価の関係でお答えいたします。

農林課のほうで調べた限りでは、一般的に更新が行われる場合につきましては、平均的な単価として、大体ヘクタール当たり230,000円～270,000円ぐらいかかるのではないかとということで数字が出てきております。

その中で、公社事業はなぜ高いのだという、そういう趣旨のご質問だったと思いますけれども、まず、一般的な更新の部分にない作業でいいますと、それぞれ整地の作業が入る。それから、これは補助事業でございますので、減価償却の年数が決まっている、あるいは会計検査の対象になるということで、最低限、この事業で申しますと、8年間はきちんと生産の要を供さないといけないということもありますし、また会計検査に対応するために、その時、折々の施行管理が行われるということで、大体公社営の事業でいうと平均的には500,000円～550,000円ぐらいのヘクタール単価になるのかなといふうにおさえております。

一般経費率が土木単価で決められて、事業費が積み上げられているということで、まずご理解いただきたいと思います。

それから、自己負担、受益者負担の関係なのですが、先ほど申しました、一般的な更新の場合230,000円～270,000円というふうに申しあげましたが、現在、草地協会の補助がヘクタール当たり50,000円という補助制度がございますので、それを使って自力で更新したとすると、その場合の受益者負担等というのは180,000円～220,000円ぐらいになるというふうに思います。この事業の場合については、先ほどの500,000円～550,000円ぐらいの単価に35パーセントを掛けると、175,000円～192,500円ということで、幾分、一般的な更

新よりかは安くなるのではないかなということ計算しております。

また、金額も若干安くなる上に、補助事業ということできっちりとした施行管理が行われるということで、受益者のためになるのではないかなということ、理解をしておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、事業実施後の精算額等のことについてご質問ございましたが、この事業の目的・趣旨が自給飼料の増産等ということになっておりまして、今、私が手元に持っている資料の中では、先ほど申し上げました乳牛の頭数式を現況と計画数値の比較が行われておりません。ですから、そのほかにご質問のあった乳量等については、記載の資料があるかどうか、あらためまして、調べまして、該当するものがございましたら、後日お知らせしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 今、牛が3,090頭から3,780頭で700頭くらい増える。どんな事業でも投資するときには、やはりそれだけ所得なり生産額が増えるという見込みがないと投資できないというのは、これは農業ばかりでなくて、これは同じなのです。そういう見通しもない中で、投資して、回収する約束が簡単にできるのかなと。その点が一点と、その600,000円、500,000円～550,000円だって、今、課長、これ逆算すると、割り返すと600,000円、一般的にこの辺の業者でやれば、いらぬ付帯事務費とか、建設利息ですね、そのお金入ってくるまでの利息負担分、こんなのは余計なものです。あと町のこの最終的に付帯事務費のこの0.005パーセントぐらいあるのかな、4パーセントぐらいだったかな。こんなものもいらなくなるだろうし、この工事契約するとき、公社はこういうものだという概念の中で600,000円だというのではなくて、やはり生産者がこの事業を選択するといっても、最終的には町が債務負担行為するのですから、そうすれば600,000円の単価が本当に適正なのかどうか。今は若干、油も高くなっているとか何とかいっても、乳価が下がっている。ことしは15銭ぐらい上がったのか。量が下がっているから、トータルすると多分下がるだろうと思う。将来的にも、展望としては、あまり明るいような展望でもないという中でですよ、私はやはり、もう少し、最終的には町が責任を負わなければならないという、先ほど副町長のほうからも、その辺のことは農協ともきちっと議論をしているというお話があったので、これが、不納、滞繰になったときには、いろいろ努力したけどできなかったという答弁があるかもしれませんが、私はこれもう少し、契約の段階で、今までが600,000円だったから、その単価は決まっているのだということではなくて、やはり正当な単価で、これは半分、半分は公社に入るのでよ。半分で事業をやっているのですよ、これは。それで先ほど課長、不陸も入っているという話しして、不陸というのは公社の何時間に対して、1ヘクタールを全体の量で何時間って決まっている。やらない農家もあるし、やる農家も。したけれどもやらなくてもやっても、単価的には変わるわけではないのです。だから、それは例えば、地元業者使って、その不陸の分だけ、時間でやってもそんなに高くつかないのです。だからもう少し600,000円の、事業費の単価を算出する

根拠をきちっと示して、そしてそれを、道が出したものを本当にそれでいいのかどうかということを、農協なり、農家が最終的にも少し判断できるようなことも必要でないのかなと、「この事業でやりたいから、じゃあ、こういうことになりますよ。」だけでは、なかなかこれからの厳しい時代の中で大変なことになってくるのではないかなと思うのです。今、そうでなくても別海と十勝で、チーズむけ75万トン、万度に消費されたら、生産されたら50円ぐらいの乳価になるだろうと言われているのですよ。もう工場出来上がっているのですから。それは好きな人が、安くてもいい人が売ればいいのではなくて、プール乳価でやるということです。総体的に下がる。本当に一次産業、基幹産業が酪農の町ということで、町が力入れていかなければならない、我々もそういうものをバックアップしていかなければならない。しかし、町民のみんなが理解して、そういう中で、本当に産業振興で生きていくという形ができないと、施設はした、段取りはできたけれども、だめになった。その残った金は町が払わなければならないというようなスタイルでは、なかなかこれ、先ほど副町長のほうから力強い答弁があったので、その点はちょっと今までよりは、私どもも心強いと思っていますけれども、ただいまの新しい組合長は、「私が組合長になる前の分担金については、私の責任ではない。」ような話をして笑っていましたから、その辺の議論も少ししてもらいたいと思います。余談になりますけれども。

もう1回、その、こういう事業をやるにあたって、もう少し受益者と、やはりこれ随契ですから、その先方と、詳細に詰めていく、そういう時間をとってやっていくべきでないかなと。それと先ほど言った生産の伸びについては、今わからないということですから、あとからでも、できれば示していただきたいなど。そのことを。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） お答えいたします。

いわゆる事業費の積算の問題でありますけれども、この事業そのものは国庫補助事業が対象になっておりまして、当然、先ほども言われましたように会計検査の対象になります。したがって、分掛をどういうふうにするかというのは、北海道スタンダードのものをういてやるということになってございます。この北海道スタンダードを会計検査員、あるいは国庫補助を認定する農水省の側がどう認定するかというのが大きな視点であります。今までのところ、ここのところで、いわゆる農業開発公社が提示をする金額が不当に高いという結論に達していないというのが現状の状態であります。

今回、契約を出してあるのも、基本的には当然、農水省との協議を終了した、いわゆる基準でもって補助申請をするという、されということになってございまして、そのことがまず大前提にあるということで、是非ご理解をいただきたいなど。

ただ、議員からの議論を提起されております、いわゆる個人でやった場合との価格差については、これは以前からそれ相当の提起をされておりますから、引き続き農家さんの負担が酷にならないような状態をどう考えるかという意味でいえば、農協さんとも、引き続きこの辺については議論をしていきたいなど。この、いわゆる北海道スタンダードとして

の、分掛をどこまで標茶町が直せるかというか、介入できるかという、非常に難しい問題がありますけれども、地元から主張を続けていくということが大事だと思いますので、農協さんとも、その辺については、是非協議をしていきたいなというふうに思います。

それと、先ほども申しましたけれども、この事業の、標茶町が、いわゆる予算の中に取り込んで実施するということについては、前段申し上げましたように、これまでも議会での議論が相当ありましたので、昨年2月に農協さんのほうから、実はこういう事業をやりたいとってきたときに、ちょっと待ってほしいと。今までのような状態で農協さんが、いわゆる第三者的な立場でその場にいられたのでは、町としては責任を持って議会に提案できないと。そういった面で、新たな覚悟をしてほしいということで、農協さんに申し入れをして、農協さんのほうから、そういった、農家さんとも十分協議してといたしますか、農協さんが中に入って、ちゃんとやりたいというようなことを示されたので、昨年、事業申請をしてきたという経過もございます。

今までは、ご案内のように、国営事業等々も含めて、多少、先行したのは、地域の農協さんではなくて、期成会が、いわゆる主となって、事業の申請なり、着手を町のほうに働きかけました。農協さんは外側のほうにいて見ていたというのが実態であります。そのことから分担金問題もややもすると、外側で見ているという状況がありました。そういうことを避けるために、昨年、特にこの事業を農家さんの側から、いろいろ協議されて農協さんを通じて出されたときに、そここのところをもう1回、農協さんが中に入ってくださいと。農協さんが責任を持ってやるということについて、是非、証明してくれというような話をして、農協さんのほうから、何とか、農家さんとも十分協議して、町のほうにそういう事業を実施することについて、確約したいみたいな話をいただいたというところでありますので、結果としては分担金が100パーセント入るかは入らないかというのは、結果としてはここで申し上げられませんが、そういったことを含めて、努力している最中でありますので、是非、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 事業費がかさむのではないかと趣旨のご質問に対してお答えいたしたいと思っております。

提案説明の冒頭に申し上げたとおり、今回の契約内容につきましては、向こう4年間の全体の事業量、事業費になっております。ということで、内容、金額につきましては、概算の金額というふうになっていることを、まずご理解いただきたいと思います。

毎年実施の段階で変更等が行われる、あるいは金額の圧縮が行われるということは、起きうることですので、その辺もご理解いただきたい。

それから、この根拠になります実施要領の中で、事業の実施機関という項目がありますが、その中で事業主体は事業の実施に際し、可能な限り事業費単価の低減に努めることという規定があります。ということもございまして、先だって公社のほうに行った際に、一般的にやる草地更新とそんなに価格が変わらないのじゃ魅力がないのではないのですか

というようなお話をさせてもらったおりにも、価格の低減については努力をさせてもらうということで、お話をいただいておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 最後に、どうしても納得できないのは、やはり、この事業費の半分が、で事業ができる。これはもう、提出したこの議案を見てもそうですし、実際、町内でやっている事業でもそうなのです。これは先ほどに副町長のほうからも説明がありましたので、そういう道や農水省の、そういう中で積算した妥当な数字だといわれて、それが、この事業なのだといわれれば、これは別です。ただ、それを選択をするかしないかというのは、何回も言いますけれども、やはりこれからの農業の情勢を考えたときに、必ずしもこれがベターではないのではないかな、というところで、町長に、一つ、今、当然、標茶、基幹産業が酪農だと、産業クラスターと。いろんな仕事、一つの産業を確認しながら、今、分業化が進んでいる。その一つがコントラであったり、ほ育事業であったり、酪農を中心とすれば、かなりの仕事が、いろんな人が参入できるチャンスがある。そういうものを、これからのまちづくり、経済への発展の中で、標茶として、新しい産業を興すという形で、こういうものも含めて、議論をしていって、一つの、一次産業の姿、標茶版というものを、作っていく考えはないかどうか、町長にお聞きしたいと。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

本町の基幹産業酪農が、どういった形で、これからさきに進行されるのかということに関しましては、私は、一つにはやはり、大型化の中で、分業システムというものが、どう構築されていくのかが非常に大事な点につきましては、ただいま、議員がご指摘になりましたとおりだと思います。

当然、そういった中で、育成牧場であるとか、まだ実際には計画されている段階でありますけれども、TMRのセンターであるとか、そういったことも多分、将来的には、話題になるかと思っておりますし、そういった分業システムをふん尿処理をからめて、どう構築していくのかということの必要性につきましては、農協さんのほうにはずっと申し入れております。

それと、もう一つ大事なものは、もう一つ逆な方向として、やはり家族経営がどういった形で、これからもその経営が維持できるのかとことも、同時に考えていかなければいけないと思っております。

私は、やはり、産業の力強さというのは、多面性だと思っております。一つの方向に向かうということは、非常に、生き物、自然相手の時には私は危険伴うと思っておりますので、いわゆる、多様な形態が地域に存在しているということが、やはり、その強さの根源ではないのかなと思っております。ただ、現実問題として、コスト削減のために何が出来るかという問題になれば、その分業システムの構築であるとか、例えば農地の再編、効率化に向かったの取り組みであるとか、いろんなことが考えられております。

私といたしましては、基幹産業である酪農を核に、畜産・農業、それから農林水産業を含めた第一次産業を、これから先も町の基本だと考えておりますので、そういった意味で皆さん方のお知恵をお借りしながら、何とか、前に進めてまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声をあり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第36号は原案可決されました。

◎議案第37号

○議長（鈴木裕美君） 日程第5。議案第37号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第37号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

説明資料につきましては、後ほどご説明いたします。

本案につきましては、議案第36号と同じく、平成19年度から平成22年度にかけ、財団法人 北海道農業開発公社を事業主体として行う、畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区により整備される家畜保護施設、家畜排せつ物処理施設について、整備完了後、町が取得しようとするものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領第5の3で定められている公社と町が事業実施のために締結する契約を結ぼうとするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第37号 農業用施設の取得について

町は、下記のとおり畜産担い手育成総合整備事業茶安別地区に係る農業用施設を取得しようとする。

よって議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。というもので、取得の農業用施設の名称及び数量は家畜保護施設整

備による畜舎3棟、搾乳舎2棟、バルククーラー3基、ミルクパーラー2基、除糞機1台、搾乳ロボット2台、家畜排せつ物処理施設整備によるスラリーストア3基で、取得予定価格は281,279,000円で、取得の相手方は財団法人北海道農業開発公社理事長西山泰正でございます。

続いて、説明資料に基づき、ご説明申し上げます。

資料1ページをお開くください。

取得する施設の内容でございますが、区分の欄、農業施設、譲渡施設の欄にあります家畜保護施設整備による畜舎が5棟で、事業費は424,858,000円、内訳は畜舎が3棟、搾乳舎2棟でございます。同じく附帯機械は3台で、事業費は16,050,000円。内訳はバルククーラーが3台でございます。

なお、議案書2ページに記載のミルクパーラー、除糞機、搾乳ロボットにつきましては、畜舎、搾乳舎に付随の施設として、事業費は資料では畜舎の424,858,000円に含まれておりますので、ご理解願います。

また、家畜排せつ物処理施設整備によるスラリーストアは3基、事業費は105,264,000円で、その他公社附帯事務費と建設利息に係る道負担分と受益者負担分の合計額、備考欄に記載の281,279,000円をもって取得するものでございます。

以上で、議案第37号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

(「なし」という声あり) (何か言う声あり)

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番(小野寺典男君) 異議があるというのではなくて、畜舎3棟、搾乳舎2棟、説明書のほうでは畜舎5棟でまとめてなっていますけれども、これは事業によらないで、個人で入れている人もおりますし、いろんな形あります。これだけ、総体的な、それぞれの総体的な金額だけ載せられても、例えば搾乳舎、ミルクパーラーがどんな形体で、何頭ダブルでどうなのか、そういうその畜舎も何平米あるのかと。そういうふうに乗っていないと、なかなか高いのか安いのか、雲つかむようなものなのです。ですから、今度からは、そういうことも含めて、きちっと載せてもらって、我々が比較できるようなものがないと、特に農機具などの場合は、このあと、出てきますけれども、農機具などの場合はかなり価格が取得者によって違いますから、これ、向こうの希望価格でやっているものなのか、何なのか、メーカー、構造、形式、価格、希望価格の8掛けで入っているのか、6掛けで入っているのか、100パーセントで入っているのかわかりませんから、その辺のことをもう少し詳細に議論できるような内容の資料にしてもらいたいと。資料要求でなくて、これからそういう議案として出していただきたい。

○議長(鈴木裕美君) 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 予算案の提案のときに、できるだけわかりやすい資料を作るように心がけてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） ただいま、もう少しわかりやすく、いろんな施設の単価であるとか、そういうお話とちょっと関連あるのですが、全体、これからはそういうこと詳しく提出するということなので、よろしいのですが、一つだけそのなかでも、搾乳ロボットについて、これも説明の中では、畜舎の中に含まれているということで、今の、前の質問の、果たして搾乳ロボット、今の相場からどうなのかという比較もできないので、ちょっとロボットについてお聞きしたいと思います。

搾乳ロボットについては、今までメーカーがいろいろ何年かかかって、農水省のほうに働きかけても、なかなか実績とか、性能であるとか、いろいろと認めてもらえなくて、補助事業の対象というのは、今回、初めてこういうふうに対象になったので、これが、いつの時期からこういうふうになったのか、その時期的なことと、それからできれば、大体、地元でも何台かは入っていますので、今、個人で取得する場合には、大体1台、メーカーによって違いますけれども30,000,000円ぐらい、2台入れると25,000,000円、5,000,000円落ちという、大体の相場なのですが、それらとちょっと比較したいので、わかれば公社で入れる場合1台どのくらいになるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

搾乳ロボットにつきましては、以前から要望があったものというふうに理解しておりますが、今年度採択分から補助対象というふうになってございます。それから金額なのですが、今回の金額はあくまでも概算の設計ということで、この先は実際に入札等が行われて、価格が決定されるような形になっていくはずなのですが、この概算計画の段階では1台35,000,000円で見積がされております。

ただ、申し上げたとおり、見積等が、入札等が行われて、先ほど申し上げました、いろいろ中にもある単価をできるだけ抑えるようにするという方針に基づいて、運営されるということでありまして、当然、これよりかは下がった価格であるのではないかとということで、期待しているところでございます。

○議長（鈴木裕美君） 5番・菊地君。

○5番（菊地誠道君） 先ほどから、公社の単価が高いと、他の案件でも散々議論したあとなので、ちょっと聞きづらいのですが、確かに5,000,000円ほど、いまの個人で入れる場合からみたら、高いのかなど。そんな感じもしますけれども、いずれにしても、今まで、どうしても搾乳施設、パーラーと搾乳ロボットを比較して、どうしても人手が足りない分は、時間のパートのほうが、搾乳ロボットを入れるよりも、ミルキングパーラーで搾るほうが、どうしても安いということで、なかなか普及、搾乳ロボットしなかったのですよ。これらが、適正な価格で補助対象に該当すれば、これから農家にとっても、今までの搾乳

体系とは、ちょっと変わってくるのかなと。そんな感じもしますので、何回も言うようですけれども、適正な公社の価格であれば、これからもどんどんどんどん普及すると思うので、その辺の努力も含めて、お願いしたいなど。そんなふうに思っております。

(何か言う声あり)

○5番(菊地誠道君) いいです。

○議長(鈴木裕美君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第37号は原案可決されました。

◎議案第38号

○議長(鈴木裕美君) 日程第6。議案第38号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長(牛崎康人君)(登壇) 議案第38号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成19年度から平成22年度にかけ、財団法人北海道農業開発公社を事業主体として行う、畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区の草地造成改良、草地整備改良、用排水施設について、その工事を公社に委託するものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領に基づき契約を結ぼうとするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第38号……

○議長(鈴木裕美君) 提案趣旨聞いてください。

○農林課長(牛崎康人君) 議案第38号 工事委託契約の締結について

次のとおり工事委託契約を締結する。というもので、契約の目的は畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る牧場施設設置工事委託、契約金額は157,276,000円、契約の方法は随意契約で、契約の相手方は財団法人 北海道農業開発公社理事長西山泰正でござ

います。

続いて、説明資料に基づきご説明申し上げます。

資料2ページをお開きください。

委託する工事の内容でございますが、区分の欄、基本施設、委託施設の草地造成改良が事業量15ヘクタール、草地整備改良が453ヘクタール、排水施設が11ヘクタールとなっており、その他公社附帯事務費と建設利息に係る道負担分と受益者負担分の合計額、備考欄に記載の157,276,000円をもって、委託するものでございます。

内容につきましては、議案第36号の茶安別地区と仕組み等は同様ですので、ご理解いただきたいと思っております。

以上で、議案第38号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑はないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第38号は原案可決されました。

◎議案第39号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。議案第39号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君）（登壇） 議案第39号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、平成19年度から平成22年度にかけて、財団法人北海道農業開発公社を事業主体として行う畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区により整備される家畜保護施設、家畜排せつ物処理施設、農機具について整備完了後、町が取得するものであり、畜産担い手育成総合整備事業実施要領に基づき、契約を結ぼうとするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第39号 農業用施設の取得について

町は、下記のとおり畜産担い手育成総合整備事業標茶東部地区に係る農業用施設を取得しようとする。よって、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。というもので、取得の農業用施設の名称及び数量は家畜保護施設整備による畜舎2棟、搾乳舎1棟、バルククーラー2基、ミルキングパーラー1基、ミキサーフィーダー2台、除糞機2台、搾乳ロボット2台、家畜排せつ物処理施設整備によるスラリーストアが2基、農機具等導入によるモアコンディショナー1台で、取得予定価格は262,050,000円、取得の相手方は財団法人北海道農業開発公社理事長西山泰正でございます。

続いて、説明資料に基づきご説明申し上げます。

資料2ページをお開きください。

取得する施設の内容でございますが、区分の欄、農業施設、譲渡施設の家畜保護施設整備による畜舎が3棟で、事業費は299,822,000円。内訳は畜舎が2棟、搾乳舎1棟でございます。同じく附帯機械は4台で、事業費は35,738,000円、内訳はバルククーラー2基、ミキサーフィーダー2台でございます。

なお、議案書2ページに記載のミルキングパーラー、除糞機、搾乳ロボットにつきましては、先ほどの議案第37号と同様、畜舎、搾乳舎に付随の施設として、事業費は資料では畜舎の299,822,000円に含まれておりますので、ご理解願います。

また、家畜排せつ物処理施設整備によるスラリーストア2基、事業費は135,824,000円。農機具等導入で1台、事業費は37,450,000円で、その他公社附帯事務費と建設利息に係る道負担分と受益者負担分の合計額、備考欄に記載の262,050,000円をもって取得するものでございます。

以上で、議案第39号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないもの認めます。

よって、議案第39号は原案可決されました。

◎議案第40号

○議長(鈴木裕美君) 日程第8。議案第40号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

建設課長・井上君。

○建設課長(井上 栄君)(登壇) 議案第40号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、工事請負契約の締結についてございまして、地方自治法96条第1項第5号により、議決を求めるものでございます。

以下、内容について、資料と併せましてご説明させていただきます。

資料のほうは、3ページのほうになります。

議案第40号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。というものでございまして、契約の目的は標茶小学校講堂防音事業改築建築主体工事でございます。

工事概要につきましては資料のほうにまいります。鉄筋コンクリート造平屋建817.31㎡でございます。講堂、ステージ、控室、放送室、器具庫、機械室、玄関ホールでございます。木造平屋建26.9㎡の仮設渡り廊下が工事概要でございます。

工事場所につきましては、川上1丁目24番地でございます。

契約金額につきましては、消費税を含めまして212,310,000円でございます。

契約の方法は指名競争入札でございます。

入札執行日につきましては平成19年7月6日です。

契約の相手方であります予定施行業者につきましては、赤坂建設株式会社・有限会社丸ホ星工務店特定建設特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町字熊牛原野15線西3番地、赤坂建設株式会社、代表取締役、赤坂充哉、構成員、川上郡標茶町川上1丁目22番地、有限会社丸ホ星工務店、代表取締役、佐藤正でございます。

竣工予定日につきましては、平成20年2月8日でございます。新規継続の別につきましては新規事業でございます。

備考といたしまして、予定価格で事前公表でございまして、215,764,500円でございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

○議長(鈴木裕美君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

8番・小野寺君。

○8番（小野寺典男君） 質疑とあってあれ、今回事前公表で、これ、98.399パーセント。他の入札者の、入れた価格、わかれば教えていただきたい。

○議長（鈴木裕美君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

坂野建設税込みで212,625,000円、葵建設同額でございます。村井建設212,940,000円、大山・サトケン特定JV213,150,000円でございます。

○8番（小野寺典男君） すいません、村井建設、もう1回お願いします。

○建設課長（井上 栄君） はい。212,940,000円でございます。

○8番（小野寺典男君） はい、いいです。

○議長（鈴木裕美君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案を原案可決して、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（君） ご異議ないもの認めます。

よって、議案第40号は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、本臨時会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成19年標茶町議会第4回臨時会を閉会いたします。

（午前11時17分 閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木 裕 美

署名議員 7番 林 博

署名議員 8番 小野寺 典 男

署名議員 9番 末 柄 薫